

第二十二回国 参議院大蔵委員会會議録第二十七号

昭和三十年七月十二日(火曜日)午前十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 青木一男君

理事 西川基五郎君

山本 米治君

土田国太郎君

平林 剛君

青柳 秀夫君

岡崎 眞一君

木内 四郎君

藤野 繁雄君

片柳 眞吉君

小林 政夫君

岡 三郎君

野澤 勝君

松澤 兼人君

井村 徳二君

中川 幸平君

最上 英子君

春日 一幸君

衆議院議員

政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵省主税局長 渡邊喜久造君

大蔵省主計局長 森永貞一郎君

大蔵省管財局長 窪谷 直光君

事務局副

常任委員 木村常次郎君

会専門員 小田 正義君

会専門員 北島 武雄君

大蔵省主税局長 武雄君

大蔵省主税局長 武雄君

大蔵省主税局長 武雄君

大蔵省主税局長 武雄君

大蔵省主税局長 武雄君

大蔵省主税局長 武雄君

大蔵省主税局長 武雄君

大蔵省主計 局主計官 小熊 孝次君

大蔵省第一課長 天野 四郎君

農林省農地 局官農課長 安藤文一郎君

参考人 松浦 清一君

本日の會議に付した案件

○余剰農産物資金融通特別会計法案

(内閣送付、予備審査)

○開稅定率法の一部を改正する法律案

(内閣送付、予備審査)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○財団法人日本海員會館に対する国有の財産の護手に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(青木一男君) これより委員會を開きます。

まず余剰農産物資金融通特別会計法案(予備審査)、

開稅定率法の一部を改正する法律案(予備審査)、

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めの件、

以上三案を一括議題といたします。

○政府委員(藤枝泉介君) たいだいま議題となりました余剰農産物資金融通特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

このたび、政府がアメリカ合衆國政府との間に締結いたしました「農産物に關する日本國とアメリカ合衆國との間の協定」につきましては、さきに本國會に提出いたしました「農産物の協定に基きまして、米國余剰農産物の購入に伴いアメリカ合衆國政府から借り入れる資金を財源としたしまして、電線の開発、農地の開発その他本邦の經濟の發展を促進するための資金の貸付を行うこととし、その経理を明確にするためには、新たに特別会計を設け、一般會計と区分して経理することが適當であると考へましたので、ここに、余剰農産物資金融通特別会計法案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の概要について申し上げます。

上げますと、この會計は大蔵大臣が管理することとし、借入金金の借り入れによる収入金並びに貸付金の償還金及び利子収入等をその歳入とし、貸付金、借入金金の償還金及び利子並びに事務取扱費等をその歳出として経理することとし、その他この會計の予算及び決算の作成、提出の手續等、會計の運営上必要な事項を規定いたしてゐるのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

次に開稅定率法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、今回のガット、すなわち「開稅及び貿易に關する一般協定」加入のための開稅交渉の結果等を考慮して、映画用フィルムに對する従量税率に改めるとともに、これに伴う規定の整備を行うため、開稅定率法の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正点について簡単に御説明いたします。

わが國の開稅率は、昭和二十六年の改正により、すべて従價税率によることとされてゐるのであります。が、映画用フィルムにつきましては、その取引形態の特殊性のため、適正な課稅價格の算定がきわめて困難であり、従来から一そう合理的な課稅價格の把握方法を研究するとともに、従量税率の採用につきましても検討を進めておりましたところ、今般、ガットの開稅交渉におきまして、映画用フィルムの一部について従量税率による協定が行われましたので、これを機会に、露出済みの映画用フィルムの税率を従量税率に改めることとしてゐるのであります。

税率の設定に當りましては、生フィルム以外の映画用フィルムのうち、ニュース映画用のものについては、その公共性にかんがみ、一メートル又はその端數ごとに十円、ニュース映画用以外のものについては、一メートル又はその端數ごとに、三十五ミリのもの五

十円、十六ミリのもの二十五円、八ミリのもの十五円となるように税率を定めておきます。

次に、このような従量税率の採用に伴いまして、従價税率一本の建前をたつてゐる開稅定率法の規定を整備し、開稅は、輸入貨物の價格または數量を課稅標準として課するものであることを明らかにするとともに、従量稅貨物について復開稅、報復開稅及び不當廉売開稅を課する場合についての規定を整備し、その他、加工または修繕のため輸出され、その輸出の許可の日から一年以内に輸入される貨物については、従價稅貨物及び従量稅貨物のいずれの場合にも開稅を軽減することができるとしておきます。

なお、この改正は、ガットの讓許税率の適用と同時に施行しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

次に地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めの件につきまして、提案の理由を御説明いたします。

最近における外國貿易の趨勢に伴う税関業務の増加に對し、税関行政の円滑な遂行をはかるため、現在税関における本関の出張所または税関支署の出張所となつてゐる税関官署の中から、横浜税関川崎出張所ほか七出張所を税関支署に改める必要があら

で、これを提案いたしました次第であります。

従来、税関支署及び税関の出張所において処理すべき事務のうち税関長の権限とされているものにつきましては、あらかじめ一定範囲の事務につき税関長から内部委任を受けて処理する体制となっていました。昭和二十九年四月の関税法の全面的改正に際して、同法第七七条の規定をもって税関長の権限の一部を税関支署長に対して法的に委任することができるとし、税関行政事務を現地において一そう簡略かつ迅速に処理し得るよういたしましたのであります。

今回税関支署に改めようとする税関官署は、いずれも(一)港灣設備、青島産業等の立地条件に恵まれ、貿易実績が多く、さらに将来の伸展が期待されていること、(二)本関より比較的遠距離にあって、関税法上税関長の権限とされているものの委任を受けて現地において税関業務をすみやかに処理すべき場合がしばしばあること、(三)その地方における税関行政の中心となつて管下の税関行政を統轄させることが適当であること等の諸条件を具備しているものであります。これらに税関支署としての独立性を付与することは、現地において税関業務をさらに迅速に処理することができ、税関行政遂行上国民にも多大の便益を受けることとなるものであります。

以上これら三案の提案の理由を申し上げました。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。 ○委員長(青木一男君) 次に余剰農産

物資金融通特別会計法案について、事務当局から補足説明を願います。

○小林政夫君 ちよつとその前に政務次官に、火災共済についてあなたの方でどうお考えになりますか。これは前にあなたの方にその態度を要望しておきました。どうなつておられますか。 ○政府委員(藤枝泉介君) まだ党の方の御意見も十分固まつておりませんが、この間の御要望もありませんので、至急に態度をきめまして、あらためて御返事申し上げたいと考えております。

○説明員(小熊孝次君) 余剰農産物資金融通特別会計法案につきまして補足説明を申し上げます。この特別会計は、このたび国会の御承認を得ました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基きまして、日本がアメリカから購入いたしました農産物の購入代価に相当するところの資金、その借入れに関するところの経理を明確にするための特別会計であります。この協定によりまして、アメリカ合衆国から日本政府は八千五百万ドルの農産物を購入いたしますことになっております。で、その購入に際しましては、その代価を日本銀行においてアメリカ合衆国が積み立てておきまして、それに見合うところのドルを日本政府が借入れする、そうしてその借入れの条件につきましては、同協定にも規定されておりますが、その積立のうち七〇％だけを借入れすることになっておりますが、その期間は約四十年、それから支払いは年二回、利子は三％、大体こういうような条件になっております。そのドルを借りまして、これを電源開発とか、ある

いは農地改良とか、あるいは日本国の経済の生産性の増進のための貸付金に充てるわけでございますが、この間の経理を明らかにすることがこの会計の目的とするところでございます。 大体以上のような趣旨で、この特別会計法案が提出されておるわけでございますが、この法案によりまして簡単に御説明いたしたいと思ひます。 第一条は、この会計の設置の目的が規定されてございます。政府が農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借入れする外貨資金を財源として、電源の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するために貸付金の貸付に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。これが目的でございます。この会計を特別に設けた理由といたしましては、これは特殊な余剰農産物の見返りの積立金の七割なら七割というものを財源といたしまして、これを長期間にわたつて貸し付けるわけでありますので、その経理を明らかにするには、やはり特別会計という形で整理することが最も妥当である、このように考えた次第でございます。

第二条は、これは他の特別会計にもございませう、この特別会計は大蔵大臣が管理することになっております。 第三条は歳入歳出の区分の規定でございますが、借入金資金の借入れによる収入、それから貸付金の償還金、これはこの会計が電源開発、農地改良等について貸し付けました貸付金の償還金、それから利子、附属雑収入をもつてその歳入といたします。それから貸

付金、借入金資金の償還金、これはアメリカの方に対する償還金でございます。それから利子、事務取扱費、これは人件費は入っておりません、庁費とか旅費とか、そういう種類のものがございます。それから借入金資金の償還に関する諸費並びに附属諸費もつてその歳出とするようになっております。それから第二項で、前項に規定する貸付金の利率その他の条件は、借入金資金の借入条件その他の事情を勘案して大蔵大臣が定めることになっております。現在のところは大体四分程度を考慮いたしております。それから貸付期間も、これは特殊なものでございませう、大体三十年程度ということを考えております。その条件は大蔵大臣が定めることになっております。 第四条、第五条、第六条は、大体他の特別会計と同じような歳入歳出予定計算書を作成するとか、歳入歳出予算区分とか、予算の作成提出の規定でございます。 第七条は損益処理でございますが、この会計におきまして毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。第二項は「前項に規定する損益計算に關し必要な事項は、政令で定める。」の政令で定める内容としたしましては、先ほど申し上げましたように、借入れの際におきましての条件といたしましては年三分でございますが、ただこれには選択条項がついておまして、円で返します際には四分と、こういうことになっております。それからまた、ドルで借り

るといふことになっておりますので、レートの変更等がありました際には、そこに損益処理上必要な計算の方法をこの政令で明らかにしておくことが妥当であらうと、このように考えまして、このような規定を置いたわけでございます。 第八条は剰余金の繰り入れでございますが、これは他の特別会計にも規定があるのと同じような意味でございます。 それから歳入歳出決定計算書の作成、これも同様でございます。 第十条は歳入歳出決算の作成及び提出で、これも他の特別会計と同様でございます。 第十一条は余剰金の預託でございますが、これも他の特別会計と同様でございます。 第十二条は、これは借入金資金の負担、償還金等の繰り入れでございますが、そのうちの第二項は、これは他の特別会計と同様でございますが、十二条では特に借入金資金の借入れによる債務はこの会計の負担とするというところを規定してございませう。これは、先ほど申し上げました協定に基きまして、この借入金資金の借入れの債務の負担というものは、この特別会計所屬であるということをはっきりさせる意味におきまして設けた規定でございます。 第十三条は支出未済額の繰り越しでございますが、これは「毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。」このように規定を設けました。二項、三項は大体他の特別会計と同じような規定でございます。

第十四条は、実施規定でございます。

なお附則におきましては、一項では、「この法律は、公布の日から施行する。」このようになっております。それから二項は、これは一時借入金の規定でございますが、「昭和三十年度に限り、この会計において支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができ。」これは特別会計予算の予算総則におきまして五十億の借り入れ限度を認めていただいております。昭和三十年度に限りまして、一時借入金を必要といたしますのは、この協定が施行されて、いろいろな手続で農産物の購入が行われて積み立てられまして、そうした借り入れるといふことで、いろいろな手続上のズレといふような問題が起りますが、電源開発の資金等につきましては、それにかかわらず、ある程度計画的に貸し付けを行つて、こういうことも必要であるかと存じて、五十億円を限度としての一時的借入金が必要とすると、こういうわけで、この二項の規定が設けられておるわけでありませう。

それから三項は、「前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。」これは先ほど申しました余剰農産物特別会計の予算総則におきましてこの五十億の限度をきめて提出しておるわけでありませう。それから「第二項の規定による一時借入金は、昭和三十年年度内に償還しなければならぬ。」これは年度内償還の規定でございます。それから第五項、これは他の一時借入金と同じように、その利子の支出

に必要な金額は、国債整理基金特別会計に繰り入れる。それから第六項は、一時借入金の利子は、これは附則で設けられた特別の歳出でございます。昭和三十年年度におけるこの歳出とするというものを特に規定を設けました。それから第七項は、この特別会計の管理運営を直接担当する権限を大蔵省設置法の規定を改正いたしました挿入する、こういうことにいたしましたわけでありませう。

以上簡単でございますが、特別会計法案につきましては、説明を終つておきます。

○委員長(青木一男君) 本案の質疑は次回にいたしますが、資料の要求がありましたら、この際お述べを願います。

○松澤兼人君 政令案の要綱といふのは、ある程度まとまつておるのであるか。

○説明員(小熊孝次君) 政令案の要綱は、ここで先ほど簡単に御説明いたしました。この特別会計法に基く政令案といつたしましては、他の特別会計とほとんど同じような政令案ができる予定でございます。

○木内四郎君 この会計で収支見込みというのはいくらでございませうか。もしできておるならば、それを……

○説明員(小熊孝次君) 予算は出ておりませう。特別会計予算補正(特第一号)で出ております。

○委員長(青木一男君) それでは他に御発言がなければ、関税法の一部を改正する法律案について、事務当局より補足説明を聴取いたします。

○説明員(北島武雄君) 今回の関税法の一部を改正する法律案は、先ほど提案理由におきまして御説明申したように撮影用の映画用フィルムに税率を従量税に改めるとともに、これに伴いまして関税法にそれらの規定を挿入するは改正しようといふこととございませう。現在のわが国の映画フィルムに対する関税率は、昭和二十六年の一般的関税率の改正の際に、これを従量税に改めまして、現在従価三割の課税とすることに相なっております。ただ輸入されませうとする映画フィルムにつきましては、取り引きの方法が御承知の通り非常に特殊なものでございまして、その八割がいわゆる歩合制でございませう。すなわち輸入いたしましたところの興行収入の中から何割を支払うといふような歩合制の契約でございませうので、この鑑定価格をいかにつけるかといふことが非常にむづかしいのでございませう。昭和二十六年に従価税に改正いたしましたから、税関といたしましては、この課税価格をいかに把握するかにございませうが、

當時からただいままでは、暫定的に、とありあえず生フィルムの値段と、それに現像代、焼付代、生フィルムの代金に現像代、焼付代を加算いたしました。これを、もととしてCIF値段を算出しておつたのでございませう。これはちよつとお考えいただきませう。これはおいて不合理な課税価格であると御了承いただけたものと存じます。たとえ職業的なものとして、画家を管んでいる方の絵の評価に当りまして、キャンパス代と絵具代と額ぶち代でこれを評価するよふな方法と云つて差しつかえないかと思ひます。そこで税関におきましては、何とかこの適正な価格を見出すべく、ただいままで努力して参りましたが、なかなか思つたやうな鑑定価格が出て参りませぬので、場合によりましては、これを従量税に変えた方がよいのではないかと、私に思つておつたのでございませう。ところが今回のガットにおきましては、関税交渉におきまして、アメリカからこの撮影用の映画フィルムのうち、三十五ミリは——通常の、ごく普通の映画用フィルムであります。このフィルムにつきましては、現在の鑑定価格のつけ方をそのまま据え置いてもよい、その税率は三割といふ現行税率を据え置いてもよい。すなわちアメリカとしては非常に現行のやり方の盲点をついて参りまして、現在のままの鑑定価格のつけ方で、現在のままの従価三割といふ課税でいってほしいといふ要求が出されたのでございませう。ところが当方といたしましては、ただいま申しましたやうに、この鑑定価格のつけ方はきつめて不合理なものでございませうので、アメリカ側の要求をこ

れを拒み続けまして、結局、各国の関税率が現在従量税率であることを頭に入れて、一メートル当り三十円、まあ正確に申しますと、一メートル及びその端数ごとに三十円といふ協定税率を結んで参つたのでございませう。この協定税率で算出いたしますと、実は現在の、先ほど申しましたやうな不合理な鑑定価格による現行三割の課税に比べて、約四割以上の引き上げとなるのでございませう。そういういたしますと、ガットの規定の上から申しまし、ごく簡単に申し上げませうけれども、ガットの規定の上では、国定税率ではじいたところの税額と、それから協定税率と、いずれか低い方を適用することになつておられます。ところが一メートルまたはその端数ごとに三十円、という税率は、常に現在の鑑定価格によるところの従価三割よりも高い課税に相なります。そうなりますと、せつかつ協定いたしました一メートル及びその端数ごとに三十円といふ従量税率が、関税法の輸入税率をそのままにしておいたのでは、実はそのまゝ動いてこないといふことになりませうので、それで従来から研究いたしておりましたので、これを機会に、撮影用映画フィルムにつきましては、すべてこれを従量税率に国定税率を切りかえるといふやうにいたしましたのが、今回の提案の趣旨でございませう。法案にございませう。原則といたしましては、撮影用の映画用フィルムにつきましては、フィルムの幅がいわゆる三十三ミリ及びその端数ごとに五十円という税率を用ひます。ただしニュース用の

三

第五部 大蔵委員会会議録第二十七号 昭和三十年七月十二日【参議院】

フィルムにつきましては、その公共性にかんがみまして、その五分の一の、メートル及びその端数ごとに十円という課税をいたすことに相なっております。またその他のフィルムの幅差につきましては、いわゆる十六ミリの映画用フィルムにつきましては、メートル及びその端数ごとに二十五円、さらにいわゆる八ミリの映画用フィルムにつきましては、メートル及びその端数ごとに十五円という課税をいたすことに相なっております。このような従量税率の採用に伴いまして、関税定率法の本法の方におきまして、規定をちよこちよと整理する必要があるものでございます。現在は御承知の通りに関税定率法の輸入税率は従価税一本でございまして、従価税といふことを前提として関税定率法の本法が規定されております。従量税率を一部導入いたすことによりまして、関税定率法の本法につきまして、従量税率の採用に伴いまして規定を整理する必要があるわけでございます。内容はほとんど字句の修正程度で大了たことはないでございます。

なほこの際、本法律案に関連いたしましたので、先般行われましたガットの関税交渉につきまして、その経過、結果、今後の見通し等につきまして一応御説明申し上げたいと存じます。ガットと申しますと関税及び貿易に関する一般協定と訳しておりますが、英語ではゼネラル・アグリーメント・オン・タリフ・アンド・トレード、G・A・T・T、ガットと呼んでおられるわけでございます。一九四七年、すなわち昭和二十二年の十月に、アメリカはじめ二十三国がジュネーブに集まりまして協定された国際的な協定でございます。その意図するところは、戦後の世界経済を復興するためには、各国ともお互いに関税その他通商上の障壁をできるだけ低減する必要があるという趣旨のもとに、まず各国、その当時二十三国でございまして、二十三国が集まりまして関税交渉をいたしました。これを最恵国約款によりまして全加盟国に及ぼすという仕組みで、関税率の低減をはかって参つた仕組みでございます。その後二回にわたります関税交渉が行われまして、そのつど加盟国がふえて参りまして、現在では三十四カ国が加盟いたしております。このうちソ連に属しますのはチエコスロバキア一カ国でございまして、あとはいわゆる自由諸国家でございます。わが国は昭和二十七年に最初にガットへの加入を申請いたしたのでございますが、二十七年の秋の総会におきましてはまだ時期が至りませんで、日本を国際社会に復帰させるといふことはこれは賛成であるけれども、日本のガット加入の条件とか時期等については、なお会期間委員会において審議する必要ありということになりまして、昭和二十八年の二月に会期間委員会が開催されたのでございます。その後、実はアメリカのアイゼンハワー元帥の政府におきましては、対外経済政策を根本的に検討するまでは大規模な関税交渉ができないということになりまして、従来ガットに加入いたしません場合には必ず加盟国との間に関税交渉を行なつて参つたのであります。その機会がございませぬので、昭和二十八年の秋の総会におきまして、とりあえず現行税率のうち九二

・五%に相当する品目につきまして、税率を引き上げないという約束のもとに仮加入ということになって、ただいままでに至つたのであります。ところが昨年の上半期におきまして、アメリカとしては関税交渉を行う用意ありといふことを声明いたしましたので、いよいよ日本をガットに加入させるための関税交渉ができる機運となつて参つたのであります。この昨年の秋の総会におきまして、日本をガットに加入させるための関税交渉を、ことしの二月二十一日からジュネーブにおいて行ふということが総会で参りまして、その総会の決議に従つて、本年の二月二十一日からジュネーブにおきまして関税交渉が行なわれたわけでございまして、関税交渉を行いました国は結局アメリカはじめ十七カ国でございまして、これを地域別に申しますと、アメリカ州方面におきましては、北米におきましてアメリカ合衆国とカナダ、中米におきまして、ドミニカ共和国、ニカラグア、南米におきましてはチリ、ウルグアイ、ペルー、合計して北米、中南米におきまして七カ国、東亜地域におきましてはインドネシア、ビルマ、パキスタンの三カ国、ヨーロッパ地域におきましてはギリシア、イタリア、ドイツ、デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スエーデンの以上の七カ国に相なつております。合計いたしまして十七カ国になるわけでありまして、なほこのほかに、関税交渉には至りませぬでしたが、お互いに最恵国待遇を与え合はうという文書を交換した国が二カ国でございまして、すなわちセイロンとトルコでございまして、すなわち、何らかの意味におきまして、今

回協定をいたして参りましたのは十カ国と相なるわけでありまして、今回の関税交渉に当りましては、できるだけ多くの国を関税交渉に引き込むことが、すなわち日本のガット加入に賛成する国を確保することになります。代表団といたしましては、ただいまあげました国のはか、比較的態度不明の国に對しましては、極力勧誘に努めたのでございまして、たとえブラジル、ハイチ、インド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、オーストラリアといった国々でございまして、これらの国々は、あるいは国内的事情から、あるいはまた日本商品に対する特殊な問題から、遂に関税交渉に至らなかつた次第でございまして、今回の関税交渉の結果、お手元にたしかあると存じますが、日本国の加入の条件に関する議定書というのが作成されまして、六月七日から諸国に回付されておりました、目下すでに日本に入られて十五カ国がこれにサインいたしております。ただ関税交渉が妥結したが、これによって直ちに日本がガットに加入されたことにはならないのであります。八月十一日までには、日本の加入に関する議定書というものがございまして、この議定書に對しまして、八月十一日までには既加盟国から日本の加入に對して賛成かどうかという意思表示をガットの事務局に通告することになりまして、八月十一日までに、現在の加盟国三十四カ国のうちの三分の二以上、すなわち二十三国以上以上の国が日本の加入に賛成の意思をガット事務局に通告いたしますれば、その八月十一日から三十日目の、九月

十日に、日本のガット加入が実現することに相なります。それとともに、日本といたしましては、今回協定いたしましたガット税率を、いわば、いわゆるガット税率を九月十日から実施する必要があるものであります。今回の関税交渉におきまして協定されました品目、税率を総括して申し上げますと、わが国が十七カ国から受けました譲許税率は二百八十八でございまして、そのうち現行税率の引き下げと相なりしたものが二百十五でございまして、残りの七十三税率が現行税率の据置ということに相なります。これに對しまして、わが国が譲許いたしました関税率の数は二百四十八でございます。この二百四十八のうち、現行税率の引き下げと相なりしたものが七十五でございまして、残りの七十三は現行税率の据置ということに相なっております。今回の関税交渉の結果、日本がガットに加入できるかということ、先ほど御説明いたしましたように、八月十一日までには現在の加盟国のうちの三分の二以上が日本の加入に賛成すればいいわけでございますが、すでに日本は、十カ国とは、あるいは関税交渉、あるいは相互に最恵国待遇を与え合はうという約束をしておりますが、この十九カ国が日本の加入に賛成することは、これは当然であるかと私は存じますが、なほ指折り教えまして、ただ各国もまだ正式態度を表明いたして参りませんので、国の名前を出すことはちよつと差し控えたいと思つておられるけれども、私たちが考えたいと思つておられることは、二十三国以上の多数を得られることは、これはほとんど疑うことができないといふふうに考えております。従いまし

て、九月の十日から日本のガット正式加入が実現するであろうという事は、これは当然の帰結かと存するのであります。

ガット加入によりまして、一体どんな利益があるかということもよく説明を求められるのでありますが、ガットに加入いたしますことによりまして、ガットに規定しております譲許税率、現在の加盟国との既往の三回の関税交渉によりまして妥結いたしました譲許税率に對して、わが国は一挙に均霑することに相なるということが一つの効果でございます。これはただ現在の仮加入によりまして、相当数の国から現行関税譲許税率の適用を受けておられますので、今度の正式加入によりましては、そう大きなプラスにはならないかと存じます。ただ今回の関税交渉の結果、得ました譲許税率は、これは日本の加入が実現することによって、初めて適用があるわけでございます。わが国として最も貿易上関係の深いアメリカその他の国からの関税譲許は、日本が九月十日に加入することによって初めて発動し得るようになるわけでありませう。これが実質的には一番大きな効果だと考えられるのであります。なおガットに加入いたしますと、関税のみならず、一般的に通商上無差別的な待遇を受けることがまあ確保されるわけでありまして、そのほか、従来日本が正式にガットに加入できなかったこと、すなわちまだ国際通商社会におきまして、日本が正当な地位を認められなかつたことが、今回の仮加入によりまして、初めて正式な地位を認められることに相なるわけでありませう。それから将来ガットという機構を通じま

して、日本の通商上の諸政策を総会において堂々と主張することもできますし、あるいは将来の国際通商の動向に日本が正式に関与できるというような、無形の利益があるかと考えるのであります。各国から得ました譲許税率は、議定書の付属書Aに載っておりますアメリカ初め各国それぞれ国ごとに出ておられます。このうちで、一番重要なウエイトを占めますものは、申すまでもなくアメリカでございます。アメリカにつきましては、関税交渉に際しまして、代表団といたしまして最も大きなウエイトを置いたものでありまして、二月二十二日から開始されました。交渉の過程におきましては種々双方の主張が繰り返されたのであります。これにつきましては後日またあらためまして御説明申し上げます。

対米交渉の結果アメリカが関税を引き下げましたものは、わが国の主要な対米輸出品のほとんど全部にわたつておられるのであります。たとえばマグロはわが国の対米輸出の約一割を占める大きな品目でございます。しかもアメリカの国内におきましては非常に関税引き上げ運動の盛んな品目でありまして、何とかして日本のマグロ及びなまマグロ及びマグロの缶詰がアメリカに大きく流入しないようにというわけで、アメリカの太平洋岸の漁業者及び缶詰業者等が極力反対をやつておつたのであります。今回の関税交渉におきましては、油づけのマグロ缶詰につきましては、現在四五%の関税率が三五%に引き下げられる。また塩水づけの缶詰につきましては、現在一二・

五%の関税率を、一定の制限はございますが、ともかく、ある限度までは引き上げないという約束を取りきめたわけでございます。また、なまマグロ及び冷凍マグロにつきましては現在無税でございます。これを有税にするという運動が熾烈でございますが、これもわが国のなまマグロの輸出の大宗であります。ビンチョー・マグロにつきまして、ともかく無税の措置をするといつた工合に、なおこのほか陶磁器あるいは綿糸布、絹織物、光学機械類、玩具、竹製品その他農水産物につきまして、ほとんどわが国の重要な対米輸出品につきまして、何らかの意味におきましてアメリカ側から譲許を得ておられます。アメリカ側がわが国に對しまして譲許をいたしました税率の数は百九十六品目にわたりました。そのうち引き下げましたものは百七十九。据え置きが十七となつておられます。この引き下げた百七十九の税率のうち九十という税率は、減税の、減税と申しましても現在互惠通商協定が変更されましたが、関税交渉をいたしました当時の互惠通商協定における、アメリカの大統領の権限によつて引き下げ得る最大限度までの引き下げが行われておられます。

概括いたしまして対米交渉におきましては、アメリカ側は、従来各国に對しまして従来譲許いたしました程度あるいはそれに近い程度までの譲許を、今回の一回の関税交渉によつてしてくられたというように考へるのであります。なおその他、カナダからは五品目の関税率の引き下げ、ドイツからは九品目の引き下げ、その他、北歐諸国あるいは中南米諸国におきましても、品目の数は少ないのであります。若干は引き下げがあります。これに對しましてわが国が譲許いたしました税率につきましては、引き下げましたものの大部分は、原則いたしまして、わが国において生産がなかつたか、あるいは、ありましてもこの引き下げの税率をもつて対抗できるといふ見通しのもとにいたしましたものであります。また、これによりましてわが国の産業に悪影響を及ぼすことは万々あるまいかと考へておられるわけでありませう。今回の関税交渉の結果、日本の輸出がどの程度伸びるだろうかということ、これはなかなか推定がむずかしいのでございまして、私どもも通産、農林の方々といつしよに作業をいたしましたのであります。けれども、これも当るも八卦当らぬも八卦で、正確な数字を申し上げることは困難であるかと存じますが、私どもの側におきましては、年間約二千万ドル乃至三千万ドル程度の輸出増進は、これによつて期待されようかというふうに考へておられる次第であります。

加えていただきたいと思ふのです。イギリスは非常に微妙な立場にあるようです。...

○委員長(青木一男君) その点はゆつくり次回にいたしますから。

○委員長(青木一男君) 確かに御発言がなければ、先ほどの理事会の申し合せに基きまして、これからのお諮りする四件につきましては、質疑の終了次第、討論採決をいたしますから、そのお含みで願います。

○委員長(青木一男君) 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めるとの件を議題として、質疑を行います。質疑がございませぬければ討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。 それではこれより採決に入ります。地方自治法第百五十六條第六項の規定に基き、税関支署の設置に關し承認を求めるとの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(青木一男君) 全会一致であります。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

表を添附するものとする」ということ
で、いわゆる損益計算書的な、あるいは
貸借対照表的な財務諸表の添付書類
が抜けておる。こういう従来の融通会
計と申しますが、一つの採算の……採
算と申しますが、損益計算を明らかに
しなければならぬというような会計
においては、ほかの特別会計において
は、すべて損益計算書、貸借対照表を
つけることとなっておりますが、むし
ろこちらの方が整備ができておりま
すので、この際これを整備いたしたい
というわけで改正したわけでござい
ます。

○小林政夫君 今後の償還金の見込み
です。大体どの程度……百七十億の
二十九年度末における貸付残額が、将
来年々の程度の償還になるか。

○説明員(安藤文二郎君) たいだいまの
御質問からちょっとそれるかと思うの
でございまして、大体現在開拓者の負
債が一戸当たり平均十一万七千円にな
っております。それで三十年度の一戸当
り返済額が二万七千円になっておりま
す。それで當農開拓者資金融通による
貸付金の返済額が一戸当たり六千円とい
うことになっております。ただ今後の
見通しをいたしましては、今後またど
の程度に入植者に貸し付けるかとい
うようなことございまして、現在の
ところ大体平均すれば二万七千円程度
ではないか、こういうふうに考えてお
ります。

○小林政夫君 一戸当りはそんなんで
すけれども、大体われわれ予算の総額
を見る上において、現在すなわち二
十九年度末の貸付残高は百十七億だ。
今おっしゃるような一戸当りの計算で
いけば、大体二割程度が返済されると

いうことになれば、年々二十三億程度
の償還金がある、こういうように大
ざっぱに見ていいのか、そうしてこの償
還金は、従来の公債及び借入金金の償還
並びに新規貸付の財源に使うというこ
とであるが、この償還金の見込額が二
十三億程度であって、そのうち新らし
く貸付財源にどの程度見込まれる予定
なのか、そういう点を知らしてもらい
たい。

○委員(青木一男君) それじゃこの
質疑をあと廻しにいたします。

○委員長(青木一男君) 次は財団法人
日本海員会館に対する固有の財産の譲
与に関する法律案を議題として、まず
提出者より提案理由の説明を聴取いた
します。

○衆議院議員(春日一幸君) お許しを
得まして、たいだいま議題となりました
「財団法人日本海員会館に対する固有
の財産の譲与に関する法律案」につ
きまして、提案の理由を御説明申し上
げます。

この法律案は、去る六月二十八日衆
議院大蔵委員会において全会一致を
もって起草提出いたしました法律案で
あります。
すなわち日本海員会館は、船員の福
利厚生事業を行なっている財団法人で
ありますが、この団体の沿革につきま
して申し上げますと、明治二十九年高
級船員の団体である船員倶楽部が結成
され、これは後に社団法人海員協会に
改組されたのでありますが、一方普通
船員も大正十年に日本海員組合を結成

し、この組合員は、昭和四年から毎月
組合費と同額の一円を積金して、普通
船員のための厚生施設をつくつたので
あります。ついで昭和七年財団法人日
本海員会館を設立して、これにこれら
の施設の所有権を移すと共に、その経
営をも一切まかせ、海員組合と表裏一
体の関係のもとに運営することとな
つたのであります。

しかして、さきの大戦が始まるに及
び、海員協会及び日本海員組合は解散
して日本海運報国団が設立され、その
所有する財産を財団法人日本海運報国
団財団に付託したのであります。その
後、昭和二十年八月戦争の終結に伴
い、日本海運報国団は解散し、翌年十
一月には解散財団に指定され、その附
属団体としての財団法人日本海運報国
団財団も昭和二十三年政令第二百三十
八号の適用を受けて解散財団とみなさ
れ、その財産は国庫に帰属し、一般に
売却されることとなつたのでありま
す。しかし、これらの施設がこのよう
に処分せられることになりますと、船
員の福利厚生施設は全滅となり、日本
海運にとつても重大な支障を来すこと
となりますと、種々折衝の結果、こ
れらの施設は国庫に帰属せしめるが、
一般に売却はしないで運輸省に移管
し、現状通り船員の宿泊休憩施設等と
して、日本海員財団に無償で使用せし
めることとなり運輸省が厳重な監督を
して今日に及んでいる次第でありま
す。なお財団法人日本海員財団は、昭
和二十六年財団法人日本海員会館と改
称いたしました。

以上がこの法律案の対象となつてい
る財産の起源及び沿革の概要でありま
すが、この財産は、平均して二十年以
上経過しておりますので、修繕等によ
り整備改善を要するものが多いため
ありますが、国としてもその予算がな
く、また日本海員会館の方でも、固有
財産であるために、十分な資金を出す
ことができない事情にあります。従つ
て、此の際真に船員の福利厚生施設と
して、十分その効果をあげるために
は、この財産を日本海員会館に譲与
し、施設の整備拡充をはかる必要があ
ると思ふのであります。
衆議院大蔵委員会は、右法律案の提
案を決定するに際しまして、政府に対
し質疑をなし、その所見を求めたとこ
ろ、政府においても異存なき旨の意見
が開陳せられました。

以上がこの法律案を提出いたしまし
た理由であります。
何とぞ御審議を賜りまして、すみ
やかに御賛成賜わらんことをお願い申
し上げる次第であります。

○委員(青木一男君) 本案につき提
出者並びに政府に対して質疑を行
います。

○小林政夫君 この附則第二項の「海
技専門学院の用に供しているものにつ
いては、国は、この海員会館に譲与した
後も無償で使用することができると、
こうあるわけですが、こうして無償で
使用するくらいなら、海技専門学院に
おいて使用しておるものは譲与しな
ければいいと思うのですが、どうい
うわけですか。実態がよくわからない
のであります。

○衆議院議員(春日一幸君) この海技
専門学院というのは、現在運輸省のや
はり附属機関であるのでございませ
んが、やはりそれを引き続いて運輸省が
使っていくたいという御要望がござい
ます。しかしながら、今までの歴史的
に、これが海員組合の所有になってお
り、またその財産が造成されました
のは、この関係団体の積金によって造
成されたような歴史等もございま
して、所有権はそれぞれ個々に分割し
ないで一括処分をいたしますけれど
も、現在運輸省で御使用になってお
り、引き続き使用したいという御意向
が表明されましたので、こういうよ
うな措置を行う、こういうことに相
なつておるわけでありませぬ。

○小林政夫君 今のお話だと、海技
専門学校の校舎その他が海員会館の出
費で作られた、しかし経営は国がや
つておる。この当該固有財産というの
の用地、敷地ですか、そういう経緯が
あるわけですか。——では具体的に、
その海技専門学校の用に供している固
有財産というのは何ですか。

○説明員(天野四郎君) 海技専門学院
は芦屋市の打出西蔵町にございま
して、土地と建物でございませぬ。土地は
三千八百六十九坪、建物が延坪で千二
百五十四坪ございませぬ。両方総計いた
しまして、時価で評価いたしますと、
三千五百六十三万四千円になります。

○小林政夫君 建物も国有建物ですか。
○説明員(天野四郎君) そうであり
ます。

○小林政夫君 春日衆議院議員の言わ
れた海員会館あたりが消費しておると
いうのは、どういふところへ消費して
いるのですか。

○衆議院議員(春日一幸君) この提案
説明の中で申し述べております通り、
これら敷地並びに建物は、日本
海運報国団財団の所有でありましたも
のを、戦後これを解散財団に指定され

と思ひます。

○片柳眞吉君 それからこまかいところでありまして、第二条の二項で「財産を処分することができる」ということになっておるわけですが、自分の持っているものを処分することができるという意味でありまして、他の立法例を私は知らないのですが、無償譲与をして最後に用供することができなくなつた場合に、その財産を処分することは当然でありまして、その処分をした結果相当の売得金等があつた場合に、それはその譲与を受けた団体が取りつばなしだという例は、これはあるのですか。

○説明員(天野四郎君) その問題は用途指定の問題でありまして、国が一たん所有権を他に譲渡いたしました後におきまして、その用途を制限いたすということ、国有財産法の二十九条にもそういうような原則がございまして、それと同じように、先ほど申しましたように、財団法人労働科学研究所に對する国有財産の譲与に関する法律におきまして、同じように、譲与された財産の用途を指定しております。それと同じように、本法におきまして、財産の用途が指定されておるわけでありまして、老朽化したしました後にそれを処分し、その代金をどうするかという問題は、これはすでに所有権が移転しておりますから、国はそれに対して別に請求権を持たないわけであり

○片柳眞吉君 請求権を持たないことは、はつきりしているのですが、財産を処分してそれが相当のまとまつた金になつた場合においても、無償譲与であるから、それはもう、くれつばなし

だ、こつぱなしのものが他の慣例であるのかどうか。

○説明員(天野四郎君) もちろんその換金されたものが海員会館本来の目的に再び使用されることをわれわれとしては希望しておりますが、特にどうこうという権利は私どもは持ちませんから、そういうふうな期待するだけです。

○片柳眞吉君 それから第四条の「第一条の規定による譲与の所管大臣」とこなんですか、これは所管大臣は實際的にはどの大臣になるのですか。

○説明員(天野四郎君) これは国有財産と、その他の財産とによつて違ひまして、国有財産は大蔵大臣でござい

ます。それから、その他の財産は、もちろん不動産でございまして、その他電話の加入権等もございまして、そういうものは運輸大臣であります。

○委員(青木一男君) 他に御発言もないようでありまして、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(青木一男君) 御異議ないと思ひます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようでありまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(青木一男君) 御異議ないと思ひます。

これより採決に入ります。財団法人日本海員会館に對する国有の財産の譲与に関する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員(青木一男君) 全会一致であります。よつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例により委員長に御一任願ひたいと思ひます。多数意見者の御署名を願ひます。

- | | | |
|-------|----|----|
| 西川甚五郎 | 山本 | 米治 |
| 土田国太郎 | 平林 | 剛 |
| 青柳 秀夫 | 岡崎 | 眞一 |
| 木内 四郎 | 藤野 | 繁雄 |
| 片柳 眞吉 | 小林 | 政夫 |
| 岡 三郎 | 松澤 | 兼人 |
| 井村 徳二 | 中川 | 幸平 |
| 最上 英子 | | |

○委員(青木一男君) 次に国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。なお本案につきましては衆議院におきまして修正されておりますので、修正点について便宜政府より説明を求めます。

○説明員(天野四郎君) 衆議院におきまして修正されました点は、第九條第二項に、中小企業者のために機械器具等を交換する場合におきまして、国が交換に供する方のその物につきまして時価の三割を減額した額ということ、提案いたしましたけれども、これが三割五分に修正されました点であります。これは当初五割とか、いろいろ御要求がございまして、私どもの方といたしましては、国有財産の減額貸付譲渡には、他とのバランスがございまして、こういう場合には何割以内とか、こういう場合には何割とか、いろいろ規定がございまして、それとの權衡を失するおそれもありますので、三割と

いたしましたのでございまして、ねらいは、なるべく減額いたしまして交換が促進されるように希望するものが、これは最終の目的でございまして、それで三割五分に私どもといたしましては異議ない旨決定いたしました次第であります。

○委員(青木一男君) 別に御発言はありませんか。

○平林剛君 前回聞き漏らした点がありますから、若干質疑をいたします。第九條に關係してありますが、旧軍用財産のうちの機械器具ですね、陸軍省や海軍省などの所管に属しておつた機械器具について、当初はどのくらい

の価格のものがあつて、今日までそのいろいろな点で交換をした価格はどのくらいに相当しているか、その点について説明をお願いしておきたいと思ひます。

○説明員(天野四郎君) 当初普通財産といたしまして大蔵省が引き受けました旧軍用財産のうちの機械器具でございまして、それは四十七万台でございまして、その後処分いたしましたものが二十一万台でございまして、二十九

年十二月末現在におきまして二十五万台に相なつております。

○平林剛君 価格の点については、評価額ですね。評価した価格の点では大体どのくらいになっておりますか。

○説明員(天野四郎君) 手元に完全な資料を持ち合せておりませんが、二十七年からの資料ですと、売り払いいたしました額が、二十七年は二十三億六千二百万円、二十八年は三十一億八千九百九十九万円、二十九年は九億八千六百万となつております。

○平林剛君 もう一つ数字の点で聞いておきたいのでありますが、軍用財産

の機械、器具について、設備改善による企業の合理化を推進するために、それぞれ政令で定めた事業者の所有しておる老朽した機械器具と交換することができるようになっておりました。その交換が進められたらと思うのでありますが、その交換する価額がひどくない場合、その差額を取り立てることになつておられますね。そういうふうな行政措置をやつて国が得た収入というのは、どのくらいになっておられますか。

○説明員(天野四郎君) こつぱなしの三月末現在におきまして、従来ずっと交換に供しました機械は七千七百七十一台でございまして、国が交換により取得いたしました民有の機械の数が一万一千七十三台でございまして、そして交換差金は三億二千七百九十万でござい

ます。それから今申しました交換により取得した民有の機械のうち、くず化して売り払つた収入があります。台数にいたしまして八千二百六十六台、金額にいたしまして七千六百万円でござい

ます。

○平林剛君 そのくず化した場合です、この法律によると、「学識経験を有する者の意見を徴する」とことになつておるとありますが、大体どういふ人の意見を聞いておられますか。現在までのあなたの方の措置で、どういふ人たちの意見を聴取しておるか、その点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(天野四郎君) ちよつと御質問が、意味が読みとれませんが、現在やつておる方法ですか、それとも今後改正によりまして新しくできます法律によつて学識経験者の意見を聞く、その問題についてですか、どちらでござ

いますか。

○平林剛君 今度のくず化するというやつは、新しく設けることでしょうか。従来までも大体これと同じようなことが行われていた場合には、どういふ措置をとられていたのか。また今回新設をされた第九條の二の二において、くず化する場合に「学識経験を有する者の意見を徴する」と、こうありますけれども、どういふような人を予定しておるか。

○説明員(天野四郎君) 従来交換する場合におきます評価の方法につきましては、措置法にありますように、こまかいことは政令に譲っております。その政令の国有財産特別措置法施行令というのがございますが、その第五條に交換の価額の評価方法を規定しておりますが、そういったような算定方式によりまして算出することになっております。あまり精通者の意見を聞いておきまされんけれども、今後は、このくず化の判定の困難なときにおきましては、学識経験者の意見を徴したいと思っておりますが、どんな人かと申しますと、これは機械メーカーの代表とか、あるいはいろいろとそういう方面に学識経験を持つている、いろいろそういう方面の中小企業組合の代表者とか、そういうような人を予定しております。

○平林剛君 今のお話によると、多少、機械メーカーであるとか、あるいは中小企業の代表というところ、どちらかというところ、こういう問題についての利害に關する人が多くなっているように聞かれます。あなたの方は、たとえばこういう措置を通じていろいろ利害關係にからむ問題については、どういふ考え

をもつて対処していくか。それからもう一つは、学識経験を有する者の意見を徴する場合、どういふ具体的方法をお講じてやるか。個人々々の意見を聞くのか、それとも特別な機関でも設けて、そこで相談をして公正を期するか、こういう点について、あなたの方のお考えをお聞きしたいと思います。

○説明員(天野四郎君) どういふ問題はいろいろ利害關係が伴いますから、われわれといたしましては、あくまで処分を適正を期する等の意味合いにおきまして、公平な意見を聞くようにしたいと思つております。そうしてその具体的方法といたしましては、まだ成案ができておりませんが、われわれ機械の集積場ごとにあるいろいろなリストをやりまして、あらかじめ財務局におきまして準備をいたし、これは九條の二にありまされるように、二に該当するとか、大体三に該当するものとか、四に該当するものとか、いろいろ区別をいたしまして、それからそういう学識経験を有する方にきていただきまして、これを確かめてみたい。そういうふうによりやうにしたいと思います。

○平林剛君 私の聞いている点に対する答えとしては十分じゃありませんが……。もう一つだけ最後にお聞きしたいところをおきます。この特別措置法の一部を改正する法律案に対して、衆議院の大蔵委員会が付帯決議がつけられました。この付帯決議について、政府の考え方をお聞きしておきたいと思つております。たとえば「各種機械及び器具の評価に当つては、学識経験者、中小企業者等の意見を徴すること。」

その他三項にわたつて付帯決議が付けられておりますけれども、これらについては、あなた方はどういふふうにお答へ願いたいと思つております。

○説明員(天野四郎君) 付帯決議に三項ございますが、いずれもごもつともな御意見でございます。十分この意にそつてやつて行きたいと思つております。ことに最後の機械の交換のワクでありまして、これは従来に比へまして広くなるようにしたいと思つております。具体的に申し上げると、国有財産法の施行細則の別表といたしまして、国有財産区分種目表といたしまして、国有財産にありまされる機械、器具の種目によつて、種目の分類と申します。たとえば電気機械、通信機械、工作機械、木工機械、土木機械、試験及び測定器、荷役運搬機械、産業機械、船舶用機械、車両、医療用機械、雑機械及び器具と、こういうふうに分類されております。この分類によつて、そのワク内において交換できるようにしていきたいと思つております。

○岡三郎君 戦争、終戦に伴つて、産省關係に今所属している機械器具です。特に軍需工場と言われたところにあるやつ、軍工廠とか、その他いろいろの直轄のところは別として、そういうふうな機械器具の処理が非常に乱雑なんだ。今まで……。それで、この国有財産の分についてはどういふことか。私は思つては、結局くず化することについては私も賛成します。賛成しますが、この機械器具をくず化するか、くず化しないかという、この第九條の二項、三項、四項に、これをどう具体的に生かしていくかということ

についてはこれは相当問題があると思つて。つまりくずにするという決裁をしたものが、どこかでくずじゃなくして生きていたというものが今後出てきたらば、こういったものに便乗するものが出てきたらば困ると思つて。まあそういうことはないと聞かされた。もう一つは、学識経験者云々と書いてありますが、実際にそれが適切に種分けされて、そつてくずにするものはくずにするというところが確実に履行されるように、一つこれはわれわれの方の希望ですが、そういう具体的なものを一つ出してもらいたいと思つて。確実なところがある通りに、実際に適正な運用をする、抽象的ではなくして、実際にそれが適正に運用されたいと思つて。それが、そういう点について境目があるやつはこれはくず化するのか、ちゃんとほかに製品として使うのかということ、相当微妙な点があると思つて。それは、そういう点を一つお願いしたいと思つて、これは私の希望意見です。それだけです。

○説明員(天野四郎君) 承知いたしました。○小林政夫君 大体未利用機械の六割程度をくず化するであろうという見通しなんです。出された資料によると、金額的にはどの程度の何というか国有財産の減になつてゐるのか、くず化することによつて、今見積られてゐる機械設備の六割がくず化する、それによつて国有財産の減はどのくらいになるのか、国有財産の減というか、政府の減は。六月二十一日あなたの方で出された「未利用機械の処理見込に

ついて」という資料によると、機械として利用するものが三万五千台で、くず化して支障ないと認められるものは全体の六割程度と見込まれる……。○説明員(天野四郎君) 約六万三千台見込んでございます。○小林政夫君 金額では、それが今国有財産の評価で何ほかに評価されておつて、少くともどのくらいにふめる、差額はどうか……。○説明員(天野四郎君) 台数が六万三千台で、金額として四億八千万円を見込んでおります。○小林政夫君 そうすると六万台という今のくず化する機械は、国有財産の原簿では何ほかに評価されてゐるのですか、今の六万台というのはおかしいのじゃないですか。二十九年十二月末現在では十九万二千四百九十台である、これは大小さまざまですが、大体機械として利用し得るものは三万五千台程度、そうすると差し引きして十五万七千台程度のものがスクラップ化されると、こういう程度になるのじゃないですか。四億八千万円というものは、本年度くず化したものの財政収入にかわるものという意味で、総体のくず価額ではないのではないですか。

○説明員(天野四郎君) 二十九年の十二月末現在におきまして国有機械の数量が二十五万五千台でございます。そしてそのうち在日米軍及び国連軍が使用してゐるものが一万八千台、貸付中のものが二万三千台、売り払い、所管がえ等に予定のものが二万二千台、未利用のものが十九万二千台でございます。そうしてこの未利用の十九万二千台

が今後いろいろと売り払い、あるいは減額交換、あるいは不化等予定されているのでありますが、これを機械に種別いたしまして、電気機械が五万台、産業機械が四万一千台、工作機械が三万三千台、その他雑機械になっております。そしてこのうちの程度不化は、確定した数字は立ちませんが、見込みも、本年度におきましては、大体未利用機械のうち少くとも三割以上、六万三千台程度が不化できると見込みまして、トン当り一万八千円に計算いたしまして、先に申しましたように四万八千円と出てくるわけでありませぬ。

○小林政夫君 それはわかつているんです。あなたの方の資料にちゃんと出ていますから、今おっしゃった程度のことと資料に出ている。従って今の十九万二千四百九十台の未利用機械の金額は幾らに評価しているのか、国有財産の台帳で。そして今あなたの方の言われた四万八千一百万円というのは、本年度不化して財政収入になる金額、十九万二千台の中で生きて使えるのは三万五千台程度であれば、不化するの差は引き十五万七千台くらいになるが、十五万七千台というのは、それはトン一万八千円というように評価していくと、何ば一政府財政の減というふうになるのか。評価が低ければ問題ない。トン一万八千円くらいに未利用機械が評価してあるならば大したことはない。

○説明員(天野四郎君) 未利用のものが十九万二千台でございますが、これが価額にして幾らありますというものは、実は売り払うとき、あるいは交換に供するとき、そういうふうに処分するときに、現実に評価いたしまして、それで処分しているのをごいまして、あとは終戦時引き継いだままの台帳価格になっておりまして、きわめてそれは低額になっております。

○小林政夫君 台帳価格のままでははいけませんよ、再評価基準によって評価がえをしておりませんかということについて、あなたの方へ質問したのですが、再評価基準等によって評価がえをしたと、一般産業機械と著しく評価が低いという事とはないということを言っているのです。

○説明員(天野四郎君) 二十七年三月末で総合評価を行いました。しかしこれは国有財産法の施行令にありますように、それをもって台帳価格をえないうことになっておりまして、従って台帳価格は終戦時引き継いだままの価格になっております。

○小林政夫君 そうすると、今トン一万八千円くらいでスクラップ化しておいても、台帳面においては損にはならぬ、損得というところをいければ、まあ一般的な、俗な言葉で言えは損にはならぬということですね。

○説明員(天野四郎君) 御参考のため、その二十七年三月末で総合評価いたしましたときの機械の状況がどんなふうになっているかと申し上げますと、機械の台帳価格で五百九十九万九千九百九十九円、それが評価がえいたしましては八千七百三十三万、倍率にいたしまして十四倍になっております。

○小林政夫君 その点は了承いたしました。それから衆議院の付帯決議の中で、中小企業関係の交換についての

周知徹底の方法について特に注意いたしておりますが、どういふ交換可能の機械があるとか、時価より三割五分値引して、どういふ機械器具が交換してもらえるのかというところを周知徹底させる方法です。一部の者が知って、一部の者は知らないということが今までもあるし、今度どういふ方法で関係者へ周知徹底させるのか、伺いたい。

○政府委員(窪谷直光君) 今回中小企業交換の減額をいたしますにつきましては、すでに事前の措置をいたしまして、中小企業庁を通じて、各府県を通じて一応このようにいうことを考えて国会に提案いたしております。これは調査を早急にする必要があるもので、さらに交換の希望の向きを調査してほしいということと連絡をいたしまして、それに基きまして、各府県が中心になりまして、このようにいう国有機械を使います中小企業者の代表者も入れまして一応予備調査を現在いたしている段階でございます。なにかつこういうふうな提案がござりますので、特別に取り急ぎ交換をしてもらいたいという希望があれば格別であります。が、そうでない、若干待てるという方方については、もう少ししばらく時期を待ちたいというふうなこともあわせて連絡をいたしておりますので、この点につきましてはすでに各中小企業者は十分承知いたしていると思っておりますけれども、さういふことは重要なこととござりますので、法案が成立いたしますれば、直ちにその措置を全国的に周知徹底させる道を講じたいというふうに考えております。

○小林政夫君 交換してもらえ、この

ういふ道が開かれているんだというところは大きい知っていると思うが、どういふ国有機械がどこにあるかというところについての周知徹底ですね。まあ自分はこの周知徹底を持っていて、これに該当する何かいい機械があれば交換したい、こう思っておいても、具体的に自分が持っている機械と交換可能な機械があるのかないのか、まあこのように国有財産たる機械器具の台帳の何かが引き合せてみるという程度では、どうも機会均等にならないんじゃないかという気がするんですが……

○政府委員(窪谷直光君) この点はすでに交換の制度を始めてから二年に相なっております。部内にありますいろいろな台帳等につきまして、利用できるものは活用いたしておりますが、何しろ台帳の記載というものは非常に簡単なものでござりますから、現物を見ていただくまでと判定ができません。従いまして、すでにまあ予備調査をいたしまして、代表者の職員等と同行いたしまして、代表者の方々に見てもらいますと同時に、実際に機械の閲覧ということをしております。先般の衆議院の大蔵委員会で、その閲覧の程度がもう少し親切に見てやれという、まことにごもっともな御意見がございまして、まあさういふふう自由に閲覧をいたしまして、現物をやはり見せせんと、現実に交換いたしますというふうな方は書類だけではどうもやはりよく判定ができません。これは十分その点の現物の閲覧について親切に措置して参りたい

○政府委員(窪谷直光君) 大体従来もお考えのような方針でやっておりますが、ただ飛行場等につきましては、ほとんど全部が農耕地に転用され、たものが大部分であります。中には滑走路が相当厚い舗装になっておりますが、コンクリートの舗装になっておりました、これをひっくり返して農耕地に復元するというのはなかなか大へんだというふうなこともありましたが、全国的に見ましても数カ所滑走路だけが残っているところがございます。すけれども、大体滑走路以外のものはすでに転用されておるのであります。滑走路が残っておりますところは、若干民間航空等で利用したいというふうな航空局の方の考え方もござります。航空局の方でもなかなかござります。のはっきりした見通しが立ちがたいというふうなことから、まだ未決のまま

というふうな考えをしております。

○藤野繁雄君 この旧軍の所有の土地建物、この土地建物の一例をあげてみれば、滑走路、こういうようなものが現在では全く利用がされないだろうと想像されるものがそのまま残してあります。こういうようなものは早く元の地主に、所有者に払い下げて、そうして農耕地にして、食糧増産に寄与した方がよいと思っております。第一に土地の払い下げについてはどういふ基準で払い下げようとしているのであるか、また実際その地方の実情から見ても、将来において滑走路や何かに使用しないということが明らかであったならば、すみやかに払い下げすべきじゃないかと思っておりますが、この点お伺いしたい。

○政府委員(窪谷直光君) 大体従来もお考えのような方針でやっておりますが、ただ飛行場等につきましては、ほとんど全部が農耕地に転用され、たものが大部分であります。中には滑走路が相当厚い舗装になっておりますが、コンクリートの舗装になっておりました、これをひっくり返して農耕地に復元するというのはなかなか大へんだというふうなこともありましたが、全国的に見ましても数カ所滑走路だけが残っているところがございます。すけれども、大体滑走路以外のものはすでに転用されておるのであります。滑走路が残っておりますところは、若干民間航空等で利用したいというふうな航空局の方の考え方もござります。航空局の方でもなかなかござります。のはっきりした見通しが立ちがたいというふうなことから、まだ未決のまま

というふうな考えをしております。

で残っているところも仰せのようにございませう。これらにつきましては、さらに検討を加えまして、もうこれは民間航空に必要なし、また防衛庁で使う必要がないということになりますれば、なるべくすみやかに転活用を考へるべき筋合いでございますので、その辺につきましては、さらに検討を加えて参りたいと思っております。

○藤野繁雄君 それから旧軍の建物で引揚者なんか使っているものがある。引揚者の使っているものであるから、その住宅の家賃というものは非常に安い。しかしその家が古い建物であるから修理しなければ住めない。各地方で公共団体が、それはだれが管理しているか知りませんが、そういった場合に、住まわっているところの家が雨が漏るとか何とかいうことで困る。しかし政府にいてもそれを修理してくれない。であるから地方の公共団体がそれを修理しなければ住れないという事になつておる地方が相当にあると思つて居る。こういうふうなところは、本来からいへば、政府の所有であるけれども、地方公共団体に迷惑をかけておるといふようなことでありますから、そういうようなものであつたらば、この際地方公共団体が引揚者住宅その他の利用しているものであるならば、過去におけるあなた方の金を出しているところの関係もあるから、無償で譲与するとか何とかいう適當の方法を考へないかどうか承わりたい。

○政府委員(窪谷直光君) 現在引揚者その他生活困難者の收容施設に使つておられますものは無償で貸し付けてという制度が開かれております。それをさらに進めまして、一般に所有権を移し

てしまふということがいいかどうかというところにつきまして、私もも実はその際におきましても考へてみたことはあるのをごさいます。どうもそこまでするのには行き過ぎではなからうかというふうに現在はお考へておられますが、御意見もございませうので、さらに検討をいたしてみたいと思つておられます。

○藤野繁雄君 無償で貸し付けているというふうなことであつても、その建物の修理は地方公共団体がやらなくちゃ住まわれない。もしも政府がそういうふうな建物を持つておつて、それを政府の方で修理して、そして無償で貸し付けてくれるということだつたらこの上ない。しかし所有しているところのものは所有しているけれども、修理はしてくれない。引揚者のような困つて居る者に立ち退き命令をするわけにはいかないということになれば、地方公共団体がやむを得ず自分の金を投じて修理してなければならぬ。すなわち、政府の建物に地方公共団体が出費をしていかなければならぬ。こういうふうなことであれば不合理であるから、もしも政府の方で保有しておくといいことだつたらば、修理して住宅になるようにしてもらいたい。もしもそういうことができないという事だつたらば、實際上地方公共団体が数年にわたつて修理を加えているという事であれば、地方公共団体に無償で払い下げるべきものではないか、こういうふうな考へるのですが、いかがですか。

○政府委員(窪谷直光君) ちょっと私一般的なことを申し上げましたのでありますが、そのほかに、現行法の国有財産特別措置法でございますが、これ

は一定の時限を切つて居るのであります。特別措置法を施行いたしましたその際に、戦災者、引揚者、または保護を要する生活困難者の收容施設に供しておられますもの譲与の道が開かれておられます。従ひまして、私が先ほど申し上げましたのは、この問題のほかに、一般的問題として申し上げたのであります。現在開かれておられますのは、特別措置法ができましたときでございます。昭和二十七年、その当時すでにそういうものに供しておつたものにつきましては譲与の道が開かれておる。ただこの法律の運用につきましてはやや困難な問題は、その後更生をされまして、相当、家賃等も負担ができるという方々が相当あるのではありません。従ひまして、そういう方々が相当の割合を占めて居るということでは、やはりこの法律の精神から見まして、公共団体に譲与ということにはむづかしいということから、ある一定の集団の施設になっておられますものが非常に多いのをごさいます。その中でやはり入れかえを漸次やりまして、ほんとうに生活困難者を收容している施設につきましては、現行法の第五条の三号という規定でありまして、その規定の活用をやつておるのであります。そういうことをごさいます。

○政府委員(窪谷直光君) ちよつと私一般的なことを申し上げましたのでありますが、そのほかに、現行法の国有財産特別措置法でございますが、これ

収容済みのものをごさいますので、大體現行法の制度で適切な処置がやつていけるのじやなからうか、こういうふうな考へておる次第でございます。○藤野繁雄君 今お話しのような点があります。實際問題をいろいろ聞いてみますと、さらに検討を加へる必要があるところが相当あると思ひます。さらには一つ検討を加えていた方がいいと思つておられます。

それからもう一つは、軍のいろいろな住宅を作るような場合においては、土地は借用の場合と買取の場合と両方あつて、現在買取された国有地と民有地とが非常に錯綜しておるところの土地があつて、その上に軍の建物が建つて、住宅になつておるようなところもある。こういうふうなところはすみやかに何とか方法で講じていかなくちゃ、一方の方においては引揚者その他が住まわつておる。その土地は国有地でもあれば民有地でもある。その土地代金のいろいろの徴収にも困つておるといふようなところがありますから、こういうような点も一つさらに御検討をお願いしたいと思つておられます。

○政府委員(窪谷直光君) 私どももそういうケースがあるのを耳にいたしておりました。こういうような問題につきましては、さらに早急に処置をしなければ、いる人も困りますし、またいろいろの世話をしておる公共団体もなかなか御迷惑のようであります。できるだけすみやかに適切な処置を進めて参りたいと思つておられます。

○藤野繁雄君 それからこれはこの前の委員会でお話したのでありますが、長崎の国立療養所の問題、これは厚生省が使用しておつて、農林省の所管な

んです。いろいろの成り行きはありますが、できるだけすみやかに国有財産だから、両方の方で移管がえができるように処置していただきたいと思います。○政府委員(窪谷直光君) 具体的な問題は私ちよつと承知いたしておりましたが、調査いたしました上で処置をいたしたいと思ひます。

○小林政夫君 まあ旧軍港都市に非常に事例が多いわけですが、大きい国有財産を使つておる工場等を民間に使用せしめておる、それから国が使用料をとつておる。その当該市町村は、まあ国有財産の使用に、固定資産税にかわる特別なその使用者税というふうなものである程度財政収入をはかるうとして、なかなかたくさんももらえないというところで、できれば国へ納める国有財産使用料の内割で当該市町村にある程度の収入になるような方法を講じてもらいたい、こういう陳情が最近活発なんです。まあ非常に大きな面積を国有地としてとり、そこにある程度施設がある。これが普通の状態において使用されるならば、その当該市、地方自治団体としては固定資産税としての収入がある。今のままじゃ収入がない。同時にまた行政費は割合要ると、こういうことで、そのみか原因であります。旧軍港都市は非常に財政的に困つておるといふ事態があるわけなんです。そういう点について、主計局長がおられますが、何かいい考へはございませうか。

○政府委員(窪谷直光君) 御承知のように固定資産税は所有者にかけるという事になつておられますので、西三年

○政府委員(窪谷直光君) 御承知のよ

前までは各軍港都市ともに税金はとっておりましたが、ところがどうもそれでは、相当膨大な面積を占めておりましたために収入が非常に少いというところから、それぞれ市の条例によりまして、国有財産の使用税というのを作ってやっておったのであります。これを今のお話だと一応国が徴収をしまして、何か地方交付税のような格好、それに準じたような形で市町村にやたらどうかというふうな御意見かと思いますが、私から御答弁申し上げていかかと思えますけれども、どうもこれは地方税の徴収を国がかわってやるといふことに実は相なるのであります。いささか適當ではないのじゃないか。いわゆる固定資産税が地方の責任において徴収されていると同じように、使用者税についてもやはり地方税として、地方の責任と地方の努力でやっばり徴収なさるべき筋合いのものじゃないかというふうに私は考へております。

○小林政夫君 いや、ちょっとあなたのとおり方が違ふのは、使用者税として徴収する際に非常に相手方の事業がうんともうかっている、いわゆる租税力があるという場合には問題がない、比較的スムーズにとれる。ところが現実にはその租税力がある状態でもないところが多いのです。むしろ国が使用料としてとる中で、当該市にまあその国有財産があるわけですから、使用者税を新しく賦課するかわりに、使用料の中から何らか当該市町村へ還付するということか、国が固定資産税を払うというふうな意味から、ちょっとまあおかしいのですけれども、理論的には行政費、それだけの国有財産を管理する

る、守をするというか、俗な言葉で言えは守をする場合には当該市である程度の、直接的でなくとも、間接的に行政費を負担する面もあるわけですか……。

○政府委員(窪谷直光君) まあ私も使用料として徴収したものを当該市町村へやるというふうなことは考えられておると思いますが、ただ使用料の決定の際にはそれを考慮いたしておりまして、従いまして必ずしも使用者税額その実額そのものということになりません、なかなか行政事務がやりにくいものでございまして、一応使用者税がかかっておられますところは、それを考慮いたしまして、大体それに見合う金額を、普通の計算から出て参りました使用料から減額をしてやっておるのであります。ただ従来この使用者税をかけたおらなかつた、今度新しくかけるといふふうなときにつきましては、大体年度初めからかけてもらいたい、当該進行中の年度につきましては、すでに予算でも見ておられますので、その年度に使用者税をかけた、貸付料の算定をさらにやり直すということでは困るから、翌年度からやってもらいたい。従いまして、初めてかけるときにもそうございまして、また若干使用者税を上げたというふうな場合ににつきましても、年度がわりからやってもらいたいというふうな注文はつけておられますけれども、それに大体見合金額というものは使用料から控除するという考え方で今日まできておるのであります。どうもそれ以上に、かわって徴収してやるというところまで、私どもとしては、私自身は、使用料の徴収に非常に苦心をいたしておりまして、どうも

人のところでお手伝いするというところまでなかなか行きかねるというふうに考へます。

○小林政夫君 そういふふうな使用者税額を考慮して使用料をきめるといふことであれば、本日のところ私は了承いたします。

○藤野繁雄君 旧軍港の転換事業に対しては、政府がいろいろと御配慮あつたことにはまことに感謝にたえないのだが、御承知のように転換事業はみんな非常に困っているから、その困っている関係上、つい代金の支払いがおくられて、延滞利息を払わなくちゃできないというふうになつてくると思つておるのであります。そういうような場合に、現在は延滞利息は五銭であります、あるいは今度すべての方面で金利が引き下げられたのでありますから、五銭というのも、政府が民間に支払われるところの金利、すなわち二七厘七厘くらいに引き下げられるような御計画はないかどうか承わりたいと思ひます。

なる心配も非常にございまして。なほ民間を調べてみましても、やはり普通の利息と期限を超過いたしました遅延利息とは差別をつけてやっていると、大体四銭というところまでやっていたらどうだろうかというふうなことから、先般一銭だけ下げまして、四銭ということにいたしました次第でございまして。

○藤野繁雄君 それからこれも局長にはいろいろ御迷惑をかけておるようなものですが、使用料の問題ですね。使用料の問題が、御承知のように転換事業でありますからある程度考慮していただかなくちゃできないと、また三十二年度は引き上げを据え置くということ御配慮はお願いした、その結果を見てということでありましたが、それでも現在の状態からいへば、非常に困つておるのでありますから、何とかどういふふうなものを、転換法ができた経緯に鑑みまして、一そう御考慮をお願いしたいと思つておるものであります、その点どうでしょうか。

いふふうに、財政法の原則に對しての例外はやはり法律でもってきちんときめてやる必要があるというふうに考へております。

○政府委員(窪谷直光君) これは軍港都市のみならず、ほかの方にもまあそういうふうな御要望はあるのであります、一方財政法の原則によりますと、とにかく時価でやれということになつております。これに對しまして、例外はそれぞれ法律で明定をされておるものに限るといふ建前なのであります。たとへば、この中小企業の保管の価額であります、従来もやはり実行上減額ができないかというふうな御話もあつたのであります、これはやはりどうもできないというふうなことから、今般御審議を願つておられますようなことになつておるのであります。そう

なるといふか、国が固定資産税を払うというふうな意味から、ちょっとまあおかしいのですけれども、理論的には行政費、それだけの国有財産を管理する

る、守をするというか、俗な言葉で言えは守をする場合には当該市である程度の、直接的でなくとも、間接的に行政費を負担する面もあるわけですか……。

○小林政夫君 そういふふうな使用者税額を考慮して使用料をきめるといふことであれば、本日のところ私は了承いたします。

○藤野繁雄君 それからこれも局長にはいろいろ御迷惑をかけておるようなものですが、使用料の問題ですね。使用料の問題が、御承知のように転換事業でありますからある程度考慮していただかなくちゃできないと、また三十二年度は引き上げを据え置くということ御配慮はお願いした、その結果を見てということでありましたが、それでも現在の状態からいへば、非常に困つておるのでありますから、何とかどういふふうなものを、転換法ができた経緯に鑑みまして、一そう御考慮をお願いしたいと思つておるものであります、その点どうでしょうか。

いふふうに、財政法の原則に對しての例外はやはり法律でもってきちんときめてやる必要があるというふうに考へております。

いまずれば、それとの歩調を合せて、とにかく三十九年度は二十九年度と同額に据え置くことになり、大蔵省内で決定をいたしました。それで三十九年度の費用料というものは決定をいたすというにいたしました。財務局で今その仕事をやっておられるわけであり、これでもなかなかお苦しいという話は私も耳にいたしておりますが、これを積極的にさらけ下げていくということはどうもむずかしいことではないかと、三十一年度の問題になりますと、さらにこれはあらためて検討をしてみなければ、私も結論が出ないわけであり、今やっておりますものは積極的に下げるというふうなことは困難であるというふうな考えをしております。

○青柳秀夫君 議事進行について。今日この法案を今御採決になるのかどうか、御採決になるとすれば、質疑が非常に続いているようでございますが、私自身としては、決算委員会の方が一時からございますので、そういうわけで、はなはだどこで区切りになるかわからぬものですから、質疑の方がどんどん続くようなら、委員長の方で適当にお取り計らいを願って、もう相当時間もたっておりますので、御処置を願いたいと思っております。

○委員長(青木一男君) 他に御発言があるようなら、青柳委員の提案のように休憩しようと思っておりますが、いかがでしょうか。もしなければ採決をいたします。

それでは他に御発言がないようであり、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○平林剛君 私は若干希望意見を述べまして賛成をいたしたいと思います。一つは旧軍用財産の機械器具のくず化につきましては、特にくず化する場合はの運営に当り、学識経験者等の意見を徴して具体的措置をとるようになつておられますが、とかくこういふことは形式的になるおそれがあると思つております。こういう運営に当つてはそれが形式的なものに終らないように、あるいは運用に当つては公正に行われたいと思つておられます。また、望むだけこれらの措置は計画を立てて、なるべく早い機会にけりをつけたいと思つておられます。それで、いざ行なつておられる間に、いろいろなこれに関連した事件が起りやすいものでありますから、そういう点を特に希望しておきたいと思つておられます。

○委員長(青木一男君) 他に御発言がないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(青木一男君) 全会一致でございます。

ざいします。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は慣例により委員長に御一任を願いたいと思つて、それから多数意見者の署名を願います。

多数意見者署名
西川甚五郎 土田国太郎
平林 剛 岡崎 眞一
藤野 繁雄 山本 米治
片柳 眞吉 中川 幸平
井村 徳二 青柳 秀夫
木内 四郎 最上 英子
小林 政夫

○委員長(青木一男君) 先ほど保留いたしました開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、先ほど留保した答弁を求めます。

○説明員(安藤文一郎君) 先ほどはどらも失礼いたしました。

来年度以降の償還金の償還の見通しでございますが、来年度以降も本年度と同じ程度の貸付を行うという予定の見通しで申し上げますと、三十二年が十億一千百万円、三十三年が十一億一千百万円というふうなふうになっております。それでピークでは大体二十億程度の償還の見通しでございます。

○小林政夫君 いつごろになるのですか、ピークは。

○説明員(安藤文一郎君) それは四十一年ごろでございます。四十一年度に二十億五千五百万円の償還になっております。

○小林政夫君 そりすると来年度以降、たとえ本年度は資金運用部資金から十億の融資を得ましたが、三十一

年度以降は同じ程度の開拓事業をやるとして、借入金の方の計画はどうなりますか。

○説明員(安藤文一郎君) 三十一年の資金運用部の借入れの計画は八億四千六百万円、三十二年が七億七百万円、三十三年が六億八百万円というふうに進めておられて、だんだんと漸減していく予定でございます。

○小林政夫君 ピーク時には減らぬといふことですね。

○説明員(安藤文一郎君) ピーク時では二億八千二百万円程度の借入れになります。

○委員長(青木一男君) 他に御発言もないようであり、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないようであり、討論は終局したものと認めて、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

多数意見者署名
西川甚五郎 土田国太郎
平林 剛 岡崎 眞一
藤野 繁雄 山本 米治
片柳 眞吉 中川 幸平
井村 徳二 青柳 秀夫
木内 四郎 最上 英子
小林 政夫

○委員長(青木一男君) では本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会

七月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、余剰農産物資金融通特別会計法案
余剰農産物資金融通特別会計法案
余剰農産物資金融通特別会計法
(設置)

第一条 政府が農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる外貨資金(以下「借入資金」といふ)を財源として電線の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するために借入資金の貸付に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)
第二条 この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)
第三条 この会計においては、借入資金の借入による収入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、借入資金の償還金及び利子、事務

取扱費、借入資金の償還に関する諸費並びに附属諸費をもってその歳出とする。

2 前項に規定する貸付金の利率その他の条件は、借入資金の借入の条件その他の事情を勘案して、大蔵大臣が定める。

(歳入歳出予算計算書の作成)

第四条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、次の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書

二 前年度の貸借対照表及び損益計算書

三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

四 前年度及び当該年度の貸付計画表

五 前前年度末現在における借入資金の償還額表

(損益の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するも

のとす。

2 前項に規定する損益計算に関し必要な事項は、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第八条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算計算書の作成)

第九条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出決算計算書と同一の区分に於て、この会計の歳入歳出決算計算書を作成しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決算計算書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(借入資金の負担及び償還金等の繰入)

第十二条 借入資金の借入による債務は、この会計の負担とする。

2 借入資金の償還金及び利子並びに償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十三条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用する

ることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合において、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和三十年年度に限り、この会計において支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をする事ができる。

3 前項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定による一時借入金は、昭和三十年年度内に償還しなければならない。

5 この会計において、第二項の規定により一時借入金をしたときは、その利子の支出に必要な金額は、昭和三十年年度において、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

6 第二項の規定による一時借入金の利子は、昭和三十年年度におけるこの会計の歳出とする。

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法

律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第十四号中「産業投資特別会計」の下に「及び余剰農産物資金融通特別会計」を加える。

七月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付記された。

一、関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅定率法の一部を改正する法律案

ては、第四条の規定に準じて算出した価格。以下次条において同じ。」に改める。

第七条中「価格」を「課稅價格」に改める。

第九条第一項中「当該貨物の正当価格による関稅を課する外、その正当価格と当該貨物の」を「從價稅品にあつてはその正当価格による関稅、從價稅品にあつては通常の関稅を課するほか、当該貨物の正当価格と」に改める。

第十一条中「その輸出の許可の際の性質及び形状により当該貨物が輸入される場合における課稅價格を当該貨物の課稅價格として算出した関稅の額」を「次の各号に掲げる額」に改め、同条に第一号及び第二号として次のように加える。

一 從價稅品については、その輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合における課稅價格(輸出の許可の際の性質及び形状により輸入される場合には從價稅品となるものにあつては、第四条の規定に準じて算出した價格)をその課稅價格として算出した関稅の額

二 從價稅品については、その輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合における関稅の額

別表中「税率は、すべて從價税率とする。」を削り、

「一七三六 写真用フィルム(現像したものを含む)」

一 レントゲン線用のもの

二 その他

三 割

割

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

